

掛川市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、令和8年1月21日から2週間、掛川市役所維持管理課において平日開庁時間内に一般の縦覧に供する。

令和8年1月21日

掛川市長 久保田 崇

市道認定路線表

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
30060	大渕23号線	大渕字中新井3837-2番地先 大渕字前浜1456-1935番地先	令和8年1月21日
30062	大渕25号線	大渕字前浜1456-1680番地先 大渕字前浜1456-1935番地先	令和8年1月21日
30999	大渕369号線	大渕字中新井3863-1番地先 大渕字前浜1456-1935番地先	令和8年1月21日